

中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、  
必要な措置を講じることを求める意見書

中国の海上警備に当たる海警局の権限や軍事的役割を強化する海警法が2月1日より施行された。海警法には、中国が認める管轄海域などに入った外国の船舶を強制的に排除する権限等が盛り込まれており、停船命令などに従わない場合は、武器の使用権限が定められている。また、管轄海域や島等においては外国組織や個人が設けた建築物や建造物などについても、強制撤去を行う権利を有するとされ、さらに、海警局が軍事法規及び中央軍事委員会の命令に基づき、防衛作戦等の任務を遂行することも明記されている。これらの曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点からも問題のある規定が含まれており、法の施行により日本を含む関係国の正当な権益を損なうことがあっては断じてならない。

また、海警法は尖閣諸島の防衛にとっても重大な影響を及ぼす懸念が強く、施行後には中国海警船舶が尖閣諸島周辺の領海へ侵入し、付近海域で航行していた日本漁船に接近しようとする事案も発生しており、日本政府は外交ルートにおいて東京と北京の双方で中国側へ厳重な抗議を行っている。海上保安庁の統計によると、昨年の尖閣諸島周辺海域の接続水域における中国海警船等の年間の接続水域内確認日数は最多の333日を記録した。領海侵入についても29日に及び、10月には最長となる57時間39分もの間領海内にとどまり続け、領海侵入時間は過去最長を更新するなど、我が国の領土をめぐる緊張感は年々高まっている。

さらに、中国は尖閣諸島周辺のみならず、南シナ海や東シナ海など、国連海洋法条約で認められた領海や排他的経済水域より広い範囲を対象に、自らの権限が及ぶと主張しており、このような海域で国際法の根拠を欠くような活動に法的根拠を与えれば、さらなる事態の深刻化を助長する可能性が懸念される。

よって、国におかれては、次の事項につき、早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 中華人民共和国海警法について深刻な懸念を表明し、国際社会と連携して中国に強く自制を促すこと。
- 2 不測の事態に備えた海上保安庁の能力向上をはじめ、海上保安庁と海上自衛隊のさらなる連携強化等、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

} 様